

## 帯広市図書館ホームページバナー広告掲出実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、帯広市図書館ホームページバナー広告掲出要領（令和3年12月24日制定。以下「要領」という。）の実施の細目について定めるものとする。

(広告掲出位置の指定等)

第2条 要領第2条に規定する指定広告掲出位置及び規格等は、次のとおりとする。

種類	掲出位置	募集枠数	規格
バナー広告	・ トップページ ・ マイメニュー ・ 蔵書検索 ・ 新着一覧 ・ 貸出の多い本 ・ 予約の多い本 中、フッター	15	・ 縦 60 ピクセル ・ 横 150 ピクセル ・ データ容量：4 KB 以内 ・ データ形式：GIF、JPEG、PNG のいずれか

2 前項の規格において、GIF アニメーションを用いた次の各号に掲げる表示は使用できないものとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するもの。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものがあって、切り替えの間隔が5秒以内のもの
- (3) 画面が点滅するものであって、点滅間隔が100分の40秒以内のもの

(広告代理店の選定期間)

第2条 要領第6条の広告代理店の選定期間は、毎年1月とする。ただし、年度の途中で広告枠を新たに設置し、又は広告枠に空きが生じたときは、随時募集する。

2 要領第7条の広告の募集の方法は、広告掲出に関し必要な事項を市のホームページその他の広報媒体により周知するものとする。

(広告代理店の選定)

第3条 要領第6条第1項の広告代理店は、帯広市広告掲載基準（平成19年4月1日制定。以下「基準」という。）第4条各号に該当しないもののほか、帯広市の競争入札参加者名簿の登録事業者である広告代理店とする。

2 要領に基づく広告掲出を取り扱おうとする広告代理店（以下「取扱広告代理店」という。）は、次の各号に掲げる書類を帯広市に提出し、取扱広告代理店としての選定を受けなければならない。

- (1) 取扱広告代理店申請書（様式第1号）
- (2) 市税完納証明又は税情報確認承諾書（様式第2号）
- (3) その他生涯学習部長が必要と認めた書類

- 3 広告代理店の選定は毎年度行うものとする。
- 4 取扱広告代理店に決定した広告代理店は、当該決定通知書又はその写しを携行し、広告を募集する際、広告掲出を希望する企業等の求めに対し提示できるようにするものとする。

(選定委員会)

第4条 第3条の規定により書類の提出されたときは、次の各号に掲げる構成員による選定委員会を開催し、掲出の可否を決定し、決定通知書(様式第3号)によりその結果を当該掲出申込者に通知するものとする。

- (1) 生涯学習部長
- (2) 生涯学習部生涯学習文化室長
- (3) 図書館長
- (4) 図書館副館長
- (5) 図書係長
- (6) その他図書館長が必要と認める者

- 2 掲出申込者の数が募集枠数を上回った場合は、選定委員会において掲出者の選定又は掲出期間の調整等を行う。

(広告の審査)

第5条 要領第10条第2項及び要領第15条第2項に規定する広告の確認は、図書館副館長以上(帯広市教育委員会事務局組織規則(昭和55年教育委員会規則第3号。)別表3の課長補佐職以上をいう。)の者を含む複数名により行うものとする。

- 2 広告掲載場所の順序は、次の各号に掲げる順序により掲載するものとする。
  - (1) 市内に事業所を有する法人又は事業を営む個人のうち、事業の内容が公共的性格を有する事業者の広告
  - (2) 市内に事業所を有する法人又は事業を営む個人のうち、(1)以外の広告
  - (3) 前各号以外に掲げる以外の広告

(広告掲出料等)

第6条 要領第9条第1項に基づき、バナー広告掲出料は、募集の都度仕様書により定めるものとする。

- 2 前項の広告掲出料は、要領第5条第1項ただし書により契約期間が1年に満たない場合又は1年を超える場合においては、契約期間に応じて計算するものとし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。
- 3 広告代理店は広告主から要領第10条第1項に定める広告掲出料及び広告作成、掲出及び削除等に係る経費のほか、手数料を徴収することができる。

(広告掲出料を返還しない場合)

第7条 要領第13条第4項の生涯学習部長が別に定めるときとは、次に掲げる理由により、市がホームページを閉鎖したとき及び広告掲出を一時停止した場合とする。

- (1) システムの更新やサーバーメンテナンス等でホームページの公開を停止した場合
  - (2) 天災その他避けることができない事故が発生した場合
- (様式)

第8条 要領第17条の様式は、様式第1号から様式第3号までとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この細目は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この細目の施行の際、現にバナー広告を掲出しているものは、なお従前の例によるものとする

# 様式第1号

様式第1号

## 葛広市図書館ホームページバナー広告掲出取扱広告代理店申請書

葛広市図書館ホームページの広告掲出にあたり、取扱広告代理店として選定をいただきたく、申請します。なお、この申請書及び添付書類については、事実と相違ないこと、法令を遵守していること、葛広市広告掲載要綱及び同基準、並びに葛広市図書館ホームページバナー広告掲出要領及び同実施細目を遵守することを誓約します。

年 月 日

葛広市長 様

郵便番号

住 所

称号又は名称

代表者氏名

印

記

1 広告掲出の取扱を希望する期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 希望する広告掲出枠

葛広市図書館ホームページバナー広告

希望枠数

3 連絡先

(1) 担当部署及び担当者氏名

(2) 電話番号及びファクシミリ番号

(3) 電子メールアドレス

4 添付書類

(1) 広告掲出に係る税情報確認承諾書又は市税完納証明

(2) その他

様式第2号

様式第2号

<b>税情報確認承諾書</b>	
私は、香広市図書館ホームページ/バナー広告掲出取扱にあたり市税の滞納がないことを確認するため、担当課が税情報について取得・確認することを承諾します。	
住所（所在地）：	
（事業所名）：	
氏名（代表者名）：	印

※税情報の取得を承諾される場合は、承諾書に記載、押印してください。

事務連絡  
年 月 日

収納課長

図書館長

市税の納税状況について（照会）

個人（法人）名：

上記の個人（法人）に係る香広市税条例第3条に規定する市税の滞納の有無について、上記の承諾書に基づき照会します。

事務連絡  
年 月 日

図書館長

収納課長

市税の納税状況について（回答）

先に照会のありました上記の個人（法人）に係る香広市税条例第3条に規定する市税については、

年 月 日現在、

- 滞納はありません。
- 納税相談を実施し、分納を認め履行中です。
- 滞納があります。
- 課税はありません。

（以下は、「滞納があります。」にチェックをつけた場合に使用）

年 月 日、納税相談を実施し、分納を認め履行中です。

様式第3号

様式第3号

帯 教 団 第 号  
年 月 日

(称号又は名称)  
(代表者名) 様

帯広市長

印

帯広市図書館ホームページバナー広告掲出取扱広告代理店決定通知書

年 月 日付けで申請のありました帯広市図書館ホームページの広告掲出にあたり、貴社を取扱広告代理店として選定しましたので通知します。つきましては、帯広市広告掲載要綱及び同基準、並びに帯広市図書館ホームページバナー広告掲出要領及び同実施細目を遵守するとともに、次により広告の募集等を行ってください。

記

- 1 契約日 年 月 日
- 2 広告掲出枠
- 3 広告の募集時期 契約締結日から 年 月 日まで
- 4 広告の掲出期間 年 月 日から 年 月 日まで

[取扱広告代理店としないことに決定した場合]

年 月 日付けで申請のありました帯広市図書館ホームページの広告掲出にあたり、貴社を取扱広告代理店として選定しないことと決定しましたので通知します。